

指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）契約書

____様(以下「ご利用者」という)と、北区大淀地域包括支援センター(以下「センター」という)は、センターがご利用者に対して行う指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行します。

(目的等)

第1条 センターは、要支援状態の悪化の防止に資するよう、ご利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持され、自立した日常生活を営まれることができるよう、適切な保健医療及び福祉との連携に配慮し、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供します。また、ご利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、ご利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用を支払います。

(契約の内容)

第2条 業務の内容等は、下記のとおりとします。

- ① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成
- ② 介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要支援認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

(業務の委託)

第3条 前条に定める内容については、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の23第3項の規定及び第1号介護予防支援事業の実施要項により居宅介護支援事業所に委託することができます。

(契約期間)

第4条 契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から、ご利用者の要支援認定有効期間満了をもって終了とします。ただし、事業対象者の場合は、____年 ____月 ____日から ____年3月31日までとします。契約満了の日の2日前までに、ご利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ないかぎり、この契約は自動更新します。この自動更新による契約の期間は、ご利用者の次の要支援認定の有効期間の満了日までとし、事業対象者の場合には契約終了の翌日から起算して1年間とします。

(契約の解約)

第5条 ご利用者から行う解約措置

- (1) ご利用者は契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、センターに対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、ご利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- (2) 次の場合、ご利用者はセンターに申し出を行うことにより事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができます。
 - ア センターが正当な理由なく指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供を行わない場合
 - イ センターが明らかな守秘義務に反した場合

- ウ センターがご利用者やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- エ その他センターがこの契約に定める指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

2 センターから行う解約措置

- (1) センターは、休廃止等この契約に基づく指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供が困難になるなどやむを得ない事情がある場合は、ご利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間をおいて、ご利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができます。
- (2) ただし、ご利用者又はそのご家族などがセンターやその従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、1ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができます。

3 契約の自動終了

- (1)ご利用者の介護認定区分が「要介護」と判定された場合
- (2)ご利用者が死亡した場合
- (3)ご利用者が担当圏域外へ転居した場合
- (4)ご利用者が転出し、本市の被保険者でなくなった場合

(指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の担当者)

第6条 センターは、第3条の規定により業務を委託する場合の居宅介護支援事業者をご利用者の意向に沿って選任し、その者の氏名及び名称をご利用者に書面により通知します。

- 2 センターは、第3条の規定により業務を委託する場合の居宅介護支援事業者を変更させる場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の居宅介護支援事業所の名称を書面によりご利用者に通知します。

(指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の実施方法)

第7条 センターがご利用者に対して提供する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）は、別紙記載の「指定介護予防支援業務の実施方法等について」に基づき実施します。

- 2 ご利用者またはその家族は、センターが提供する指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の内容が「指定介護予防支援業務の実施方法等について」に基づいて実施されていないと認められる場合には、センターに対して説明を求め、必要に応じて改善を申し出ることができます。

(指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）の提供内容の記録)

第8条 センターは、指定介護予防支援業務（第1号介護予防支援事業含む）の提供内容に関する記録を行うとともに、支援を提供した日から5年間保管します。

- 2 ご利用者は、センターが保管するこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 センター及びその従事者は、指定介護予防支援（第1号介護予防支援事業含む）を提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏えいしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

- 2 センターはご利用者からあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者の個人情報を用いませぬ。また、ご利用者のご家族の個人情報に

についてもあらかじめ書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該ご家族の個人情報を用いません。

- 3 センターはご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏えいを防止します。

(職員証携帯)

第 10 条 センターの従事者は常に職員証を携帯し、ご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められた時は、いつでも職員証を提示します。

(利用上の注意義務等)

第 11 条 ご利用者は指定介護予防支援（第 1 号介護予防支援事業含む）の実施および安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、ご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をしたうえで、センター及びその従事者がご利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置をとることを認めることとします。

- 2 ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者及びそのご家族とセンターとが、指定介護予防支援（第 1 号介護予防支援事業含む）の内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定します。

(賠償責任)

第 12 条 センターは指定介護予防支援（第 1 号介護予防支援事業含む）の提供にともなって、センターの責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲においてご利用者に対して損害を賠償します。

(相談・苦情対応)

第 13 条 センターはご利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援（第 1 号介護予防支援事業含む）または介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランに位置づけた指定介護予防サービス及び介護予防支援・生活支援サービス事業に関するご利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

(契約内容の履行と契約外事項の取扱い)

第 14 条 ご利用者及びセンターは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(合意裁判管轄)

第 15 条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合はセンターの所在地を直轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、ご利用者及びセンターはあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため本書2通を作成し、ご利用者、センターが記名の上、1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

<契約者>

指定介護予防支援事業所名

北区大淀地域包括支援センター (指定事業所番号: 2704100037)

所在地 大阪市北区長柄中1丁目1番21号

事業者名 社会福祉法人 大協会

代表者 理事長 加納 繁照

○この契約に定める介護予防支援(第1号介護予防支援事業含む)を一部委託する場合の
居宅介護支援事業所に関する記載

事業所名 (指定事業所番号:)

事業所所在地

事業所責任者名

<ご利用者>

住所

氏名

<代理人>

住所

氏名

介護予防支援に関する相談、苦情等は下記の窓口までお申し出ください。

【センターの窓口】 北区大淀地域包括支援センター 担当者 小山 幸太	所在地 北区長柄中1丁目1番21号 電話番号 6354-1165 ファックス番号 6354-1175 受付時間 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 ※祝日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く
【市町村の窓口】 北区保健福祉センター 介護保険業務担当	所在地 北区扇町2丁目1番27号 電話番号 6313-9859 ファックス番号 6313-9905 受付時間 月～金 9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
おおさか介護サービス 相談センター	所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター308 電話番号 6766-3800 ファックス番号 6766-3822 受付時間 月～金 9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課(指定・指導グループ)	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 6241-6318 ファックス番号 6241-6608 受付時間 月～金 9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通FNビル 電話番号 6949-5418 ファックス番号 6949-5417 受付時間 月～金 9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く